

令和2年度
教育委員会事務事業評価報告書

(平成31年度実施事務事業)

令和2年11月
筑西市教育委員会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 教育委員会の施策	P. 2
3. 評価の実施方法	P. 3～4
(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会	
(2) 評価対象事業	
(3) 評価の観点	
4. 評価結果	P. 5～9
(1) 小中一貫教育推進事業	
(2) 小学校空調設備整備事業	
(3) 複式学級指導支援員配置事業	
(4) 家庭教育力向上事業	
(5) 地区公民館改修事業	
5. まとめ	P. 10
資料1 筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則	P. 11

1. はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが定められています。

そこで、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、筑西市が運用する「行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、教育委員会が所管する事務事業の評価を実施しました。

事務事業の評価は、市民の目線に立った行政運営に向けて、市民にとってわかりやすい成果目標を設定し、限られた行政資源を有効に活用するために行う自己点検の仕組みであり、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）というマネジメントサイクルの中で、今までの仕事のやり方を点検し、次の計画に向けて改善すべきところがないか、検証するものです。また、費用対効果や成果を公表することにより、適切な進行管理を徹底し、不断の見直しを加えていくものです。

本報告書は、これらの趣旨を踏まえて実施した平成31年度事務事業の評価について、その評価結果をまとめたものです。

2. 教育委員会の施策

教育委員会は、第2次筑西市総合計画のひとつの柱である『郷土愛を育む 教育・文化都市づくり』を基本理念に、次世代を拓く若者が夢をかなえることができる質の高い教育環境づくりに取り組むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって成長できる学びの環境を整備していきます。

また、先人たちが残してきた貴重な歴史・文化及び芸術を通して、地域を愛する子どもたちをはじめ、市民自らが行動し正しく学ぶことで、郷土愛の醸成が図られ、未来へ引き継がれていく教育・文化都市づくりを目指しています。

表1 第2次筑西市総合計画 施策体系（抜粋）

政 策	施 策
確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実	幼児教育の充実
	学校教育の充実
生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習の充実
	青少年の健全育成
	生涯スポーツの推進
歴史・文化の継承と振興	歴史文化遺産の保全・活用
	文化・芸術の振興

3. 評価の実施方法

(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会

筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「評価委員会」という。）の担任する事項は、『教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関することその他教育委員会が別に定める事項について調査又は検討をし、教育委員会に報告すること。』となっています。（P. 11「筑西市教育委員会事務評価委員会の組織、運営等に関する要綱」参照）

本年度は、5人の委員で構成された評価委員会を書面により開催し、11月12日付けで教育長あてに報告書を提出していただきました。

(2) 評価対象事業

平成31年度に実施した教育委員会所管の事務事業のうち、施策の特色、事業規模などから下記の事務事業を選択し、評価していただきました。

表2 評価対象事業

No.	総合計画 基本施策	事業名	担当課
1	小中一貫教育と学校の適正配置の推進	小中一貫教育推進事業	学務課
2	学校施設・設備の充実	小学校空調設備整備事業	施設整備課
3	教育内容の水準及び質の向上	複式学級指導支援員配置事業	指導課
4	家庭・学校・地域との連携	家庭教育力向上事業	生涯学習課
5	公民館事業の充実	地区公民館改修事業	地域交流センター

(3) 評価の観点

評価委員会では、筑西市が運用する「行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、評価を実施していただきました。

評価委員会が用いた評価項目は、「表3 評価の観点」のとおりです。

また、各事業の評価結果を総合的に判断し、「来年度の事業の方向性」について協議し、評価委員会としての意見をまとめていただきました。

表3 評価の観点

評価の観点（チェック項目）	
目的の 妥当性	事務事業の目的は、市総合計画の施策目標に合致しているか（目的妥当性の度合）
	市が主体的に行うべき役割の事業か（公益性・公共性の度合）
	市民ニーズ等を反映しているか（ニーズの度合）
	特定の個人や団体に利益が偏っていないか（公益性・公共性の度合）
	市民との役割分担は適切か（公益性・公共性の度合）
事業の 有効性	類似事業との再編や統合はできないか（事業費・人件費の削減）
	成果を向上させる余地はないか（より効果的な方法・手段）
	廃止・休止した場合に影響はあるか（事業の意義）
事業の 効率性	成果を落とさずに事業費を削減できる余地はないか（費用対効果）
	成果を落とさずに人件費を削減できる余地はないか（費用対効果）
	受益者の費用負担や受益者機会に適正化の余地はないか（経費削減・公共性の見直し）

表4 来年度の事業の方向性

拡 充	事業内容を充実するもの
見 直 し	目的や規模を変えないで、執行方法を工夫するもの
縮 小	規模を減らしたりするもの
休止・廃止・終了	一時中断するもの、当初目的の達成や他の事業との統合により事務事業実施を終了するもの、事業が完了等で終了したもの
現行どおり	現在行われている事務事業をそのまま継続するもの

4. 評価結果

(1) 小中一貫教育推進事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できない	できない
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	少しはある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	少しはある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	少しはある	少しはある

■事業の概要等

本事業は、各中学校区の特色を生かした小中一貫教育に取り組むとともに、活動内容の充実を図りました。また、明野中学校区については、義務教育学校の令和6年4月開校を目指して個別・具体的な検討を進めました。下館北中学校区においては、下館中学校との統合に向けて具体的なスケジュールを定め、保護者や地域全体の合意形成を図りました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「拡充」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「拡充」としました。

■主な意見等

- ・他地区の推進計画（案）も中期計画作成も急ぐべきと考える。
- ・他地区も義務教育学校について検討を、進める必要がある。
- ・9年間ずっと同じ友達で新しい変化が見つけにくい、子ども達へのトータルのサポートが出来て良い。

(2) 小学校空調設備整備事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している

■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	担当課評価	評 価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	ない	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評 価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	該当しない	該当しない

■事業の概要等

本事業は、小学校の暑さ対策として、すべての小学校の普通教室に空調設備を整備し、児童の健康管理と学習環境の向上を図りました。市内小学校16校については、小学校空調設備事業で工事を行い、残りの4校については、小学校設環境整備改修事業で工事を実施しました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「休止・廃止・終了」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「休止・廃止・終了」としました。

■主な意見等

- ・音楽室、図工室、体育館等の施設はどうなっているのか。
- ・猛暑とコロナ感染対策で夏休み前に間に合い良かった。
- ・今年の夏はとても暑かったのでエアコンがついて快適に学校生活を送れたと思う。

(3) 複式学級指導支援員配置事業

①目的の妥当性	担当課評価	評 価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	ある程度反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っているところがある	偏っているところがある
■市民との役割分担は適切か	該当しない	該当しない

②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	該当しない	該当しない

■事業の概要等

本事業は、複式学級の児童の学習環境を維持・充実させるため、教員免許を有する者を複式学級支援員として配置し、2学年で1クラスを編成する複式学級に発生する指導上の困難や間接指導の時間が増える等の問題の解決を図りました。平成31年度より鳥羽小学校の複式学級に1人の複式学級支援員を配置しました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「現行どおり」としました。

■主な意見等

- ・今後もOB活用などで対応を進めるべき。
- ・子ども達の授業がスムーズに進められて良かった。

(4) 家庭教育力向上事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	間接的に関係している	間接的に関係している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	ある程度反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っているところがある	偏っているところがある
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	ある程度影響がある	ある程度影響がある
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	少しはある	少しはある

■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	該当しない	該当しない

■事業の概要等

本事業では、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員 OB やスクールソーシャルワーカー(SSW)、民生委員、児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で、子育てや家庭教育を支援する活動を行う「家庭教育支援チーム」を作りました。家庭教育支援チーム員が家庭を訪問して個別の相談への対応・情報提供を行いました。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「拡充」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「拡充」としました。

■主な意見

- ・核家族・共働き、外国籍、失業、離婚等今後益々必要性を感じる。
- ・ボランティアによる支援チーム作りが出来ないか。
- ・不登校の子ども達は沢山いると思うので、親の悲痛な叫びを家庭教育支援チームを学区ごとに作り、相談や支援をしてあげてほしい。

(5) 地区公民館改修事業

①目的の妥当性	担当課評価	評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っているところがある	偏っているところがある
■市民との役割分担は適切か	見直しが必要である	見直しの余地あり
②事業の有効性	担当課評価	評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	できない
■成果を向上させる余地はないか	ない	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	ある程度影響がある	影響大である
③事業の効率性	担当課評価	評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はあるか	ない	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はあるか	ない	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか	少しはある	少しはある

■事業の概要等

本事業は、五所・河間・嘉田生崎公民館について、隣接する小学校施設との複合化を実施しました。大田公民館については、耐震数値が3公民館と異なるため、既存施設の耐震補強・大規模改修工事を行い、市民に対し安心安全な施設の提供を図った。

担当課においては、来年度の事業の方向性を「拡充」としています。

■評価の結果

評価委員会の評価は、来年度の事業の方向性を「拡充」としました。

■主な意見等

- ・地区公民館の用途変更見直しと改善を早急に進めるべきである。
- ・使う人の気持ちを考えて事業を進めていただきたい。
- ・地区公民館は私たちにとって楽しいコミュニティーの場なので安心して利用できる施設に生まれ変わるのでとても楽しみだ。

5. まとめ

評価委員会の設置目的は、外部委員の評価を得ることにより、より確実な教育行政の推進を図ろうとするもので、教育行政の課題抽出とその解決の一端を担うものです。今年度は、平成31年度の事務事業評価の実施にあたり、教育行政に精通した5名の有識者に幅広い見地から貴重な外部意見をいただきました。

評価委員会の事務事業に対する評価は、概ね担当課の評価と同様の評価をいただきましたが、併せて事務事業における問題点や行政運営の充実に向けた要望など多くのご指摘をいただきました。

今回報告をいただいた評価結果は、次年度以降の事務事業の改善に反映させることが最も重要であります。今後とも職員一人ひとりが、常に課題意識をもって職務にあたり、透明性の高い教育行政を推進するとともに、次世代を担う人材の育成や市民一人ひとりの生きがいが充足される各種施策を展開してまいります。

筑西市教育委員会事務評価委員会の組織、運営等に関する要綱
(令和 2 年 3 月 3 1 日 教育委員会告示第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、筑西市附属機関に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）第 4 条の規定に基づき、筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 評価委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第 6 条 評価委員会の庶務は、教育委員会学務主管課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。